

ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2025運営事業 公募型プロポーザル募集要領

1 実施目的

県内外のロボット・航空宇宙関連産業の活性化と県民、特に次世代を担う若い世代への関心喚起を目的とした「ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2025」の業務を委託するに当たり、プロポーザル方式により、優れた提案及び遂行能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 委託事業名

ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2025運営事業

(2) 委託期間

令和7年6月2日（予定）から令和8年1月31日末まで

(3) 開催概要

名称：ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2025

会場：ビッグパレットふくしま（郡山市南2-52）

設営：令和7年11月19日（水）～11月20日（木） 8:00～21:00

開催：令和7年11月21日（金） 10:00～17:00（ビジネス向け展示会）

令和7年11月22日（土） 10:00～16:00（一般向け展示会）

撤去：令和7年11月22日（土） 16:00～21:00

(4) 業務内容

別紙「ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2025」運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

(5) 委託限度額

ア ロボットフェスタふくしま 34,846千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 航空宇宙フェスタふくしま 10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えた場合は無効とする。

3 提出書類

(1) 提出書類

企画提案書

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出すること。

提案1：考え方

県内外のロボット及び航空宇宙関連事業者が集まり、活発な商談の場とするための考え方や、県民、特に次世代を担う若い世代への関心喚起のための考え方について提案すること。

提案2：周知方法

- ア ビジネス向け展示会及び一般向け展示会の来場者について、それぞれ効果的な広報・周知方法（当日の開催状況を含む）・周知先を提案すること。特に、ビジネス向け展示会は、関連分野の企業・関係者のみならず、製品購入者・使用者の来場も期待できる効果的な広報・周知方法を具体的に提案すること。
- イ 出展者募集について、具体的な周知方法を提案すること。

提案３：事業の取組内容

- ア 別紙仕様書に基づき提案すること。委託事業者側でコンテンツの提案を行うもの及び県と共同でコンテンツの調整を行うものについては、提案書にその内容を盛り込むこと。その他、独自提案すること。
- イ １日目をビジネス向け、２日目を一般向けの展示会内容とするための効果的な会場レイアウト、取組み等について提案すること。

提案４：業務の実施体制

- ア 当事業の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。
- イ 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

提案５：積算見積書

- 費目ごとの内訳がわかるよう記載すること。
- ア 以下の視点を踏まえ、提案すること。
 - 企画提案の実現性が確実（11/21、22 の開催日に必ず実施できること）
 - 県内のロボット・航空宇宙関連事業者の取引拡大等、地域経済の活性化
 - ロボット・航空宇宙分野の普及啓発や理解促進
 - 次世代を担う若い世代の学ぶ意欲向上
 - １日目をビジネス向け、２日目を一般向けの内容とするための効果的な取組み
 - 首都圏企業等を含む県内外の事業者への出展及び来場に向けた効果的な広報・周知方法
 - 誘客効果が期待できる講演者
- イ 県から受注した委託事業実績一覧（令和４年度～令和６年度）

（２）様式

- ア 様式は任意とし、Ａ４版（横向き・横書き）で両面印刷すること。
- イ 頁数は１６頁以内（両面８枚以内）とすること。
- ウ 企画提案書と委託事業実績一覧を簡易に製本すること。
- エ 表紙と事業実績一覧はイの頁数に含めない。

（３）提出部数等

- ア 提出部数は８部とする。提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金・旅費の支払は行わない。
- ウ 提出後における企画提案書等の内容変更、差し替えまたは再提出は認めない。

４ 業務委託予定者の選定

（１）選定手順

企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施の上、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。なお、参加希望が多数の場合、企画提案書等によ

り書面審査を行い、審査会の参加者を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 本県の新産業振興に向けた取組を推進させるための考え方	10点	ロボットや航空宇宙分野といった新産業の振興に向けた本県の状況や施策に係る理解度、活発な商談の場とするための企画コンセプトの的確性等
2 事業の取組内容	70点	運営手法、訴求力、効果、履行の確実性等
3 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力等
4 事業費の妥当性	10点	事業費の妥当性等

※書面審査を実施する場合も、上記基準に基づき選定する。

5 参加表明書及び企画提案書等の提出

(1) 質問書の提出（質問事項がある場合は提出）

ア 提出書類：質問書（様式第2号）

イ 提出期限：令和7年5月9日（金）正午まで

ウ 提出方法：持参、FAX、メールによる

エ 回答方法：質問書提出者の全員に対し、提出されたすべての質問及び回答を、令和7年5月12日（月）までにメールにて送信するとともに、県HPで公開する。なお、質問書の提出がない場合について、その旨の連絡は行わない。

オ その他：FAXでの提出の場合、送信後電話で到達確認をすること。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出書類：参加表明書（様式第1号）

イ 提出期限：令和7年5月14日（水）午後3時まで

ウ 提出方法：持参、FAX、メールによる

エ その他：FAXでの提出の場合、送信後電話で到達確認をすること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類：3の（1）から（3）に記載したとおり

イ 提出期限：令和7年5月19日（月）午後3時まで

ウ 提出方法：持参または郵送（FAX及びメールによる提出は不可）

6 審査会

(1) 日時：令和7年5月21日（水）午後1時30分から（予定）

(2) 場所：オンライン方式

(3) その他：ア 日時の詳細は審査会参加者に別途通知する。

イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）とする。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の事前提出は可とするが、追加資料の提出は認めない。

7 審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和7年5月22日（木）予定
- (2) 審査方法：審査会で決定する。
- (3) 発表方法：審査会参加者全員に対し書面で通知する。
- (4) そ の 他：選定されなかった理由を書面により求めることができる。

8 主なスケジュール

令和7年4月11日(金)	公募開始（HP掲載）
令和7年5月9日(金)正午まで	質問書提出締め切り
令和7年5月12日(月)	質問書回答
令和7年5月14日(水)午後3時まで	参加表明書提出締め切り
令和7年5月19日(月)午後3時まで	企画提案書提出締め切り
令和7年5月21日(水)午後1時30分から（予定）	審査会
令和7年5月22日(木)（予定）	審査結果通知
令和7年5月23日(金)（予定）	候補者打ち合わせ
令和7年6月2日（月）（予定）	契約締結

9 参加表明書及び企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670
 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎12階）
 福島県商工労働部次世代産業課（担当：大須賀）
 電話：024-521-8568 FAX：024-521-7932
 E-mail：next-generation@pref.fukushima.lg.jp

10 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (8) その他、福島県との協議に柔軟、かつ真摯に対応できること。

11 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 予算が委託限度額を超過しているもの。

12 総括責任者の設置

受託者は、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させなければならない。なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

13 関係機関との協議について

受託者は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を県に連絡した上で行う。

14 作業等の打ち合わせについて

受託者は、本業務の期間中、県との間で随時打ち合わせを行う。

15 契約手続

福島県は本事業に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合も契約締結を行わない。

16 その他

- (1) 採用した作品等の権利は福島県に帰属する。

- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、県のホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また県が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。
- (3) プロポーザルで提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。企画提案の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には委託料の減額となることもある。